

抽出事案〔プロポーザル〕説明書

発注機関名：農政課

業務名	原料原産地表示に係る動画作成業務委託																
業務概要	全ての加工食品を対象とした原料原産地表示が義務化されたことに伴い、原料原産地表示を含む食品表示について、消費者や食品関連事業者など幅広い層に対し、正しく、分かりやすく伝わる効果的な動画を企画・作成する。																
公募型プロポーザル方式の対象業務に適合する理由	本業務は、食品関連業者から消費者など、幅広い人材に対し、専門知識について理解を促進するための動画を作成するものである。これらの内容を正しく、分かりやすく伝わるものとするためには動画制作者の企画、発想、技術力によるところが大きいため、プロポーザル方式により業務委託先を決定することで、より優れた成果が期待できると考えられるため。																
参加資格要件及びその理由	特になし																
参加申請者数	4者																
選定経過	<table> <tr> <td>公募期間</td> <td>平成30年11月5日～平成30年12月4日</td> </tr> <tr> <td>申請受付</td> <td>平成30年11月5日～平成30年12月4日</td> </tr> <tr> <td>外部有識者意見聴取</td> <td>平成30年12月7日</td> </tr> <tr> <td>選定結果の通知</td> <td>平成30年12月17日</td> </tr> <tr> <td>契約日</td> <td>平成30年12月27日</td> </tr> <tr> <td>見積限度額</td> <td>3,000,000円（税込）</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>2,997,000円（税込）</td> </tr> <tr> <td>契約期間</td> <td>平成30年12月27日～平成31年2月20日</td> </tr> </table>	公募期間	平成30年11月5日～平成30年12月4日	申請受付	平成30年11月5日～平成30年12月4日	外部有識者意見聴取	平成30年12月7日	選定結果の通知	平成30年12月17日	契約日	平成30年12月27日	見積限度額	3,000,000円（税込）	契約金額	2,997,000円（税込）	契約期間	平成30年12月27日～平成31年2月20日
公募期間	平成30年11月5日～平成30年12月4日																
申請受付	平成30年11月5日～平成30年12月4日																
外部有識者意見聴取	平成30年12月7日																
選定結果の通知	平成30年12月17日																
契約日	平成30年12月27日																
見積限度額	3,000,000円（税込）																
契約金額	2,997,000円（税込）																
契約期間	平成30年12月27日～平成31年2月20日																
選定業者名	株式会社関広																
選定理由	事業内容や業務趣旨に関する理解が十分あり、企画提案内容も的確な企画提案がされていることから、効果的な事業実施が期待できるため。																

原料原産地表示にかかる動画作成業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の趣旨・目的

全ての加工食品を対象とした原料原産地表示が義務化されたことに伴い、原料原産地表示を含む食品表示について、消費者や食品関連事業者など幅広い層に対し、正しく、分かりやすく伝わる効果的な動画を企画・作成する。

2 業務概要

- (1) 業務名 原料原産地表示にかかる動画作成業務委託
- (2) 業務内容 別紙「業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約日から平成31年2月20日(水)まで
- (4) 委託上限額 3,000千円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 過去に動画作成の業務を遂行した実績がある者で、公示日の属する年の1月1日において直前2営業年度以上の営業実績を有する者。
- (4) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (5) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次に掲げる者(次のいずれかに該当した者であつて、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む）に該当しないこと。

4 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府食の安心・安全推進課
電話 075-414-5654 FAX 075-414-4982
メールアドレス shokuanzen@pref.kyoto.lg.jp

- (2) 募集要領等の配布

- ア 配布期間：平成30年11月5日（月）～平成30年12月4日（火）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
イ 配布場所及び受付場所
上記（1）の担当部署で配布するほか、京都府公募型プロポーザル情報ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>）からダウンロードできる。

- (3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限：平成30年12月4日（火）午後5時
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
イ 提出場所：（1）に同じ。
ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

5 事前説明会

実施しない

6 質疑・回答

- (1) 受付期間：平成30年11月5日（月）～平成30年11月12日（月）午後5時必着
※提出期限後に到着した質疑には回答しない。
(2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、4（1）に提出すること。
（FAXの場合は着信確認の電話を行うこと。）
(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。
ア 件名は「原料原産地表示にかかる動画作成業務委託に関する質問」とすること。
イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。
ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
(4) 回答日時：平成30年11月19日（月）
(5) 回答方法：質問への回答は京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>）に掲示し、個別には回答しない。

7 応募書類

(1) 提出書類

別紙1「提出書類一覧」のとおり

(2) 企画提案書の作成方法

別紙2「企画提案仕様書作成要領」のとおり。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報やこれらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 提出された応募書類の扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 評価方法等

(1) 評価基準

別紙3「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

- ウ 価格提案書の金額が2（4）の委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点
 - ※(1) 以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
 - ※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。
- (3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

10 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則159条第2項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 その他

- (1) 提出書類一式の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 提出書類一式を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
- (3) 提出書類一式を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (4) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (5) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (6) 参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することがあります。

原料原産地表示にかかる動画作成業務委託仕様書

第1 目的

この仕様書は、京都府食の安心・安全推進課（以下「甲」という。）が_____（以下「乙」という。）に委託する「原料原産地表示にかかる動画作成業務委託」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。

第2 業務の内容

全ての加工食品を対象とした原料原産地表示が義務化されたことに伴い、原料原産地表示を含む食品表示について、消費者や食品関連事業者など幅広い層に、正しく、分かりやすく伝わる効果的な動画を9本制作すること。動画については必ずオリジナルのものとする。

また、当業務が円滑に進められるよう業務体制を整え、企画立案から動画作成までを実施すること。

1 動画の企画

「京都府食品表示ガイドブック」を参考にシナリオ、ナレーション、テロップ及びBGM、イラスト等（絵コンテ含む）を作成する。

なお、内容については下記の内容を想定しているが、各社のアイデアを活かした企画提案を妨げるものではない。

作成本数：9本の動画作成

- ・食品表示についてPR、「京都府食の府民大学」*への誘導
【30秒程度、1本】：啓発用（イベント等）
- ・食品表示の概論 【3分～5分/本×4本】：学習用（府民大学や研修会等）
 - 例) ①食品表示とは 〈ガイドブックP1～3〉
 - ②生鮮食品の総論、加工食品の総論 〈ガイドブックP4～13〉
 - ③原材料名+添加物+アレルゲン 〈ガイドブックP14〉
 - ④栄養成分表示 〈ガイドブックP25〉
- ・加工食品の原料原産地表示【3分～5分/本×4本】：学習用（府民大学や研修会等）
 - 例) ①原料原産地改正内容、全ての加工食品（原則） 〈ガイドブックP16、17〉
 - ②製造地表示（国内、国外の食品を例に） 〈ガイドブックP18、19〉
 - ③「又は表示」、「大括り表示」、「大括り+又は表示」
〈ガイドブックP20、21〉
 - ④個別ルールのある表示（食品表示基準別表15の食品（22食品群5品目））
〈ガイドブックP22～24〉

* 内容に応じて動画の長さは調節。

* 専門的内容に関わる詳細な資料は必要に応じて提供。

留意事項：

- ・京都府内の農林水産物や加工品など、京都の特徴ある食品を用いた内容

※「京都府食の府民大学」

府民誰もが食材の選択や調理に関する知識を簡単に入手できるように、京都府食の安心・安全推進課が提供する動画形式で食について学ぶことのできるWEBコンテンツ

URL : <http://www.kyoto-fumindai+aku.jp/>

2 動画の制作

甲と定期的に状況報告、制作方針の確認を行いながら、動画作成に必要な撮影や映像作成を行うこと（必要に応じて、既存の映像や画像の使用を認める。）。この時、撮影や画像使用等による肖像権及び著作権の処理を行うこと（処理に当たっては相手方から文書を徴収すること）。また、それらの業務を行うに際し、使用料、出演料、謝礼等の費用が発生する場合は、受託者の負担とする。

なお、実際の人物を起用した撮影を行う場合は、原則役者を確保して行うこととするが、インタビュー等、現場職員を起用することで動画の訴求力が高まると考えられる場合においては、必要に応じて協力を求める等し、協力が得られれば、現場職員を起用することとして差し支えない。

3 動画編集

映像の加工・編集、音楽やナレーション等の音声の付加、テロップの挿入等の編集作業を行う。なお、完成までに複数回、内容確認及び修正指示の機会を設けること。

また、タレント等を起用し、成果物の使用に期限が生じる場合はその内容を企画提案書に記載すること（その他、肖像権や著作権等の権利関係、個人情報等には十分注意し、動画の使用期間については5年以上使用できるよう、配慮すること。）

動画作成の要件・規格は以下のとおりとする。

再生時間	PR動画については30秒程度 1本当たり3分～5分
画面縦横比	16:9
解像度	フルHD以上
データ形式	WMV
対応言語	日本語

【参考】想定される動画活用シーン

- ・YouTube、「京都府食の府民大学」での配信
- ・食品事業者、消費者等を対象とした研修会、セミナー等のイベントでの上映
- ・府やその他関係団体ウェブサイト上への掲載

4 成果物の納品

以下の成果物を平成31年2月20日までに甲に提出すること。

(1) DVDディスク20枚

- ・1枚に9つ動画を合載すること。

- ・一般的な家庭用プレイヤーでの再生、及びDVDドライブ付パーソナルコンピュータでの複製が可能な形式とすること。

- ・盘面は動画の内容が分かるようなデザインとし、ケースは市販の透明なプラスチックケースとすること。

(2) ブルーレイディスク10枚

- ・1枚に9つの動画を合載すること。

- ・一般的な家庭用プレイヤーでの再生、及びDVDドライブ付パーソナルコンピュータでの複製が可能な形式とすること。

- ・盘面は動画の内容が分かるようなデザインとし、ケースは市販の透明なプラスチックケースとすること。

(3) 動画データ一式

(4) 撮影素材一式

動画制作に使用した写真データ、映像、画像等の素材を納品すること。

(5) 撮影素材一覧表1枚

撮影素材及び撮影場所の一覧表を納品すること。

(6) (該当がある場合) 権利処理手続き書類

- ・撮影素材について、第三者が権利を有している映像や音楽等を使用した場合は、権利者や使用時間等について詳細に記載した書類を提出するとともに、権利処理にあたり手続きした書類の写しを添付すること。

- ・肖像権についても同様の書類を作成するとともに、同意書等の権利者の同意を得たことを証明する書類の写しを添付すること。

(7) 業務完了報告書 1部

業務の実施結果をまとめた報告書を提出すること。

なお、記載内容としては、最低限下記内容を含めること。

【報告書記載内容】

- ・本業務の実施概要
- ・制作した動画により得られると考えられる成果
- ・本業務に要した経費明細

第3 委託業務の実施方法

上記、第2の委託業務を実施するために、下記の点に留意して実施すること。

(1) 業務の遂行状況について、随時甲に書面又はメールで報告を行うこと。

(2) 業務実施においては、下記のとおりの実施体制を整えること。

なお、いずれも本事業に専任の人員配置かどうかは問わない。

また、業務内容の一部が高度に専門的なものである等の理由により、乙社内に適切な人員が確保できないと判断した場合には、事前に甲の了承を得た上で、社外からの人員を確保すること。

【業務実施体制】

- ・ 事業推進管理者の設置
業務の進捗管理、甲や関係機関との調整等を行う。
- ・ 動画作成担当者の設置（カメラマン、音響担当者、編集担当者等）
撮影、編集等、動画作成に関する業務を執行する。
映像制作をする上で必要な知識と技能を有している者を置くこと。

第4 業務推進上の留意点

- 1 本業務に係る経費については、他業務経費と明確に区分すること。
- 2 委託経費により調達する資機材については、原則としてリースあるいはレンタルとすること。
- 3 業務の遂行について、甲の求めにより、随時報告をすること。
- 4 成果物に係る著作権、肖像権等について第三者と紛争が生じた際は、乙は直ちにこれを甲に報告し、乙の責任と費用負担において解決することとし、甲は責任を負わない。
- 5 本業務を通じて知り得た秘密の第三者への漏洩、資料及びデータの破損や盗難等を防止するための措置を講じること。
- 6 成果物の納品後に障害が生じた場合は、速やかに原因究明を行い、対応すること。

第5 その他

- 1 京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守の上業務を執行すること。
- 2 委託事業により生じた特許権、著作権等の知的財産権は、委託元である甲に属するものとする。
- 3 その他契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、甲と協議して決定するものとする。

原料原産地表示にかかる動画作成業務委託
外部有識者評価結果

評価項目	評価内容	配点	外部有識者評価(平均点)			
			A	B	C	D
全体の評価	提案内容の的確性(仕様書を踏まえた的確・具体的な提案)	5	3.33	2.66	2.66	3.66
	提案内容の的確性(効果的・効率的に実施するための提案)	5	3.66	4.00	4.33	3.66
	提案内容の実現性	5	3.66	4.00	4.00	3.66
	事業への理解・知識	5	4.00	2.33	3.00	4.33
提案項目①	食品表示に関する知識が正しく伝わる内容の提案	10	6.66	3.33	4.66	6.66
	食の信頼感向上、食の選択力向上につながる提案	5	3.66	2.33	3.00	3.66
提案項目②	短時間で理解できる内容	5	3.33	2.33	4.00	3.66
	幅広いターゲットに対しての提案	10	6.00	3.33	8.00	6.00
提案項目③	創意工夫、効果が見込める内容	10	6.00	4.66	8.00	8.00
	京都府内農林水産物、加工品を用いた内容	5	5.00	2.33	1.33	3.00
小 計		65	45.30	31.30	42.98	46.29

設営・運営・実施体制	人員の確保	5	5.00	5.00	5.00	5.00
	業務完了までの過程	5	3.00	1.00	3.00	3.00
事業実績		5	3.00	5.00	3.00	3.00
府内企業		5	1.00	1.00	5.00	5.00
価格点	満点×(最低価格/提案価格)	15	15.00	11.42	12.34	11.38
小 計		35	27.00	23.42	28.34	27.38
合 計		100	72.30	54.72	71.32	73.67

公募型プロポーザル方式による業者選定の評価及び候補者選定結果等の公表について

平成30年12月18日

調達機関名	農林水産部 食の安心・安全推進課
-------	------------------

案件名称	原料原産地表示にかかる動画作成業務
------	-------------------

候補者名	株式会社関広	総合点	73.67
------	--------	-----	-------

参加者名称 (五十音順)	株式会社関広
	株式会社元気な事務所
	株式会社沼澤事務所
	株式会社毎日映画社

総合点 (点数順) 【満点100点】	1	73.67
	2	72.30
	3	71.32
	4	54.72

候補者の選定理由	
事業内容や業務趣旨に関する理解が十分あり、企画提案内容も的確な企画提案がされていることから、効果的な事業実施が期待できるため。	

外部有識者名 (五十音順)	所属名及び役職名等	氏名
	NPO法人コンシューマーズ京都	右近 裕子
	株式会社角野品質管理研究所、食品安全ネットワーク会長	角野 久史
	京都府広報センター・マーケティングプロデューサー	鳥居 聡